

日野町立学校給食センター調理等業務委託

募集要項

令和8年10月

日野町

日野町（以下「町」という。）では、令和9年度から3年間、日野町立学校給食センターの調理等業務を民間事業者へ委託するため、下記のとおり、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、調理等業務委託事業に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項と合わせて交付・公表する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称します。

仕様書：町が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1 事業名

日野町立学校給食センター調理等業務委託事業

2 目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とします。

3 対象の施設

施設名	日野町立学校給食センター
所在地	鳥取県日野郡日野町野田269番地1
建築年月	平成13年2月
建物構造	鉄骨平屋建
システム・運用	ドライシステム・ドライ運用
提供校数	1校
調理食数	約150食／日
施設の特徴	オール電化厨房、炊飯システム

4 業務内容

具体的な内容は、「日野町立学校給食センター調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- （1）物資検収時の受け取り、格納、検温業務
- （2）主食（米飯）及び副食の調理業務
- （3）原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務
- （4）配缶業務
- （5）給食の配膳及び回収業務（輸送用台車の洗浄消毒業務を含む。）
- （6）食器、食缶及び調理機器の洗浄消毒保管業務
- （7）残さいの計量及び記録並びに塵芥の集積業務

- (8) 施設、設備及び機器の清掃、消毒及び安全点検並びに記録業務
- (9) 使用物品管理業務
- (10) 衛生管理業務
- (11) 前各号に付帯する業務
- (12) (参考) 本件委託業務に含まれない業務
 - ・献立作成業務
 - ・食材調達業務
 - ・給食費徴収業務
 - ・施設設備等保守業務

5 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで 3年間

6 委託事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定・実施します。

7 施設、設備の使用

既存の施設設備を使用し、原則として、改造等を行わないこととします。

8 調理食数

給食の提供対象は、児童・生徒及び教職員並びに受配校の校長又は学校給食センター所長が認めた者としてします。

（令和8年9月1日現在）

学校名	配缶数等			食数	備考
	配缶数	職員室	計		
日野学園	9	1	10	150	
合計	9	1	10	150	

※食数合計には、センター事務所、調理員の食数は入っていません。

※各校の行事等により、食数は前後します。

9 給食実施日

- 1 学期 始業日～終業日まで
- 2 学期 始業日～終業日まで
- 3 学期 始業日～終了日まで

※年間を通じて、200日程度の給食提供を予定しています。

10 応募資格

(1) 資格要件

応募する事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければなりません。

- ① 次に掲げる事項を全て満たし、かつ、法人格を有する者であること。
- a) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることをかんがみ、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。また、衛生管理等を確実に実行できる人材を有する者であること。
- b) 本件委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本町における一般競争入札の参加資格を制限されていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者である場合は、この限りでない。
- ④ 令和8年10月1日から受託者の選定の決定日までの間のいずれの日においても、日野町又は他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 連絡調整を速やかに行うため、令和8年4月1日までに、鳥取県西部地域内に、本社、支社、営業所又は出張所等のいずれかを有することができる者であること。また、令和8年10月1日現在、鳥取県西部地域内で給食調理業務を受託している者であること。
- ⑦ 仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。
- ⑧ これまでに学校給食調理業務の受託実績を3年以上有する者又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添。最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）に基づき、1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理業務の実績を5年以上有する者であること。
- ⑨ 令和8年4月1日から受託者の選定の決定日までの間のいずれの日においても、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止の処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除きます。
- ⑩ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- ⑪ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- ⑫ 募集要項等に関する説明会及び現地見学会に出席した者であること。

(2) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とします。

ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

(3) 応募に関する留意事項

- ① 応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- ④ 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、町は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。
- ⑤ 提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期間終了後は変更できないものとし、また、その理由のいかんに関わらず返却いたしません。

ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合があります。
- ⑥ 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- ⑦ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。
 - a) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - b) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
 - c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - e) 虚偽の内容が記載されている場合
 - f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - g) 著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

- ① 町が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ② 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

1.1 応募手続

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル（企画提案）方式で選定を行います。

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、日野町の休日を定

める条例（平成元年日野町条例第23号）第1条第1項に規定する日野町の休日（以下「休日」という。）には行いません。

募集要項等に関する説明会及び現地見学会に出席のない事業者については、応募ができませんので、ご注意ください。

(1) 応募書類等の交付、公表	令和8年 10月7日（水） ～11月9日（月）
(2) 募集要項等に関する説明会	令和8年 11月6日（金）
(3) 現地見学会	令和8年 11月6日（金）
(4) 募集要項等に関する質問の受付	令和8年 11月 6日（金） ～令和8年11月13日（金）
(5) 募集要項等に関する質問に対する回答	令和8年 11月18日（水）
(6) 参加表明書（兼応募資格審査申請書）及び提案書類の受付	令和8年 11月6日（金） ～11月24日（金）
(8) プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年 11月30日（月）予定
(9) 審査結果の通知	令和8年 12月中旬予定
(10) 委託事業者の決定	令和9年 1月中旬予定
(11) 委託開始準備	委託事業者決定後から 令和9年 3月31日（日）まで

(1) 応募書類等の交付、公表

募集要項等の交付を次のとおり行います。また、日野町公式ウェブサイトにおいても、同日から本募集要項等を公表します。

① 応募書類等の交付

- a) 交付期間 令和8年10月7日（水）から令和8年11月9日（月）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間。
- b) 交付場所 鳥取県日野郡日野町根雨101 日野町教育委員会事務局
- c) 交付方法 窓口にて交付します。
また、日野町公式ウェブサイトからも申請書類等をダウンロードすることができます。（<http://www.town.hino.tottori.jp>）

② 交付・公表資料

- a) 調理等業務委託業者募集要項……本書
- b) 仕様書
- c) 様式集

(2) 募集要項等に関する説明会

この募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

- ①日 時 令和8年11月6日（金） 午後2時30分～午後3時30分
(受付開始は午後2時)

②場 所 鳥取県日野郡日野町根雨１０１番地
日野町役場 ２階 第１会議室

③留意事項

- a) 説明会参加希望者は、令和８年１１月５日（木）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、日野町教育委員会へＥメール又はＦＡＸにて送付し、送付後に必ず送付した旨の電話連絡をしてください。

ＴＥＬ （０８５９）７２－２１０７

ＦＡＸ （０８５９）７２－１４８４

メールアドレス kyouiku@town.tottori-hino.lg.jp

- b) 参加人数は、１事業者につき３名までとします。

(３) 現地見学会

① 日時・場所

日 時	場 所
令和８年１１月６日（金） 午後４時００分～午後５時００分	日野町立学校給食センター 鳥取県日野郡日野町野田２６９番地１

② 留意事項

- a) 現地見学会参加希望者は、令和８年１１月５日（木）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、日野町教育委員会へＥメール又はＦＡＸにて送付し、送付後に必ず送付した旨の電話連絡をしてください。

ＴＥＬ （０８５９）７２－２１０７

ＦＡＸ （０８５９）７２－１４８４

Ｅメールアドレス kyouiku@town.hino.tottori.jp

- b) 調理室等に入る方は、直近１ヵ月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌Ｏ－１５７）、清潔な衣服（白衣及び帽子等）並びに汚染作業区域用及び非汚染作業区域用の２種類の調理用靴を用意してください。
- c) 参加人数は、１事業者につき３名までとします。
- d) 見学時は、町の指示に従ってください。

(４) 募集要項等に関する質問の受付

本募集要項の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

- ① 質問書（様式第１号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Ｅメール又はＦＡＸにより提出してください。提出後に必ず送付した旨の電話連絡をしてください。

ＴＥＬ （０８５９）７２－２１０７

ＦＡＸ （０８５９）７２－１４８４

Ｅメールアドレス kyouiku@town.hino.tottori.jp

- ② 受付期間は、令和８年１１月６日（水）から令和８年１１月１３日（金）までの間。

(5) 募集要項等に関する質問に対する回答

受付を行った質問のうち、重要と思われる質問の回答については、町の公式ウェブサイトにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、この要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとします。なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。

回答期日 令和8年11月18日（水）

(6) 参加表明書（兼応募資格審査申請書）及び提案書類の受付

応募事業者は、次により提出してください。

- ① 提出期間 令和8年11月6日（金）から同年11月24日（火）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間。
- ② 提出書類
(別記) 提出書類一覧表を参照してください。
 - a) 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第2号） 1部
 - b) 提案書等 提出書類一覧表に定める各様式（様式第3号～様式第13号）
正本及び副本10部提出のこと。正本は会社名入りとし、副本は会社名を全て除くこと。
- ③ 提出先 鳥取県日野郡日野町根雨101番地 日野町教育委員会事務局
- ④ 提出方法 提出先へ直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。
 - a) 提案書の規格は、A4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。なお、フラットファイルの表紙及び背表紙に応募事業者の社名を表記してください。
 - b) 会社概要については、会社の沿革、組織、経営状況調査表及び直近3期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）をA4判フラットファイルに綴じて提出してください。ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とします。
 - c) 「10 応募資格」(1)⑨による行政処分事例がある場合は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第2号）にその旨記載して申し出るとともに、当該処分等の後の対応、改善策に関する書面等を添付してください。
 - d) 無効（失格）となる提案書
 - (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの
 - e) 見積書
 - (ア) 見積額は、3年間の合計額を記載してください。
 - (イ) 様式集に基づき作成してください。
 - (ウ) 年度ごとの詳細な積算内訳書（項目：社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等）を添付してください。

(エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印(法務局等が証明する印鑑)とします。

(オ) 見積書に記載する委託料の額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とします。

(カ) 見積額が、異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査等

下記の「資格審査及び提案の選考」をご覧ください。

1 2 資格審査及び提案の選考

日野町立学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1) 審査方法

① 応募資格審査 選定委員会は、応募資格の確認審査を応募資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

② 提案の選考審査

(ア) 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を1項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- ・ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと
- ・ 提案書全体について、様式集に沿った構成(項目の構成等)となっていること
- ・ 当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること

(イ) 選定委員会は、応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

・ 日 時 令和8年11月30日(月) 午後2時00分～
(受付開始は午後1時30分)

・ 場 所 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町役場2階 大会議室

(2階 第3会議室を控室として、準備します。)

・ 参加人数 1事業者につき、3名までとします。

・ プレゼンテーション時間 プレゼンテーション30分、ヒアリング10分程度とします。

・ 留意事項 パソコン等を使用する場合は、各自持参をお願いします。また、使用する旨、事前にご連絡ください。

(ウ) 審査を行う順番は、書類の受付順とします。

(エ) 選定委員（出席委員）は、応募事業者ごとに委託業者選定審査基準により評価点を付します。

(2) 選定委員会は、出席委員の多数決（委員の評価において1位とされた数による判定）により優先交渉事業者を選定します。この場合において、1位の数と同数のときは、当該同数とされた者のうち各委員の評価を合計した点数の最も高い者（当該点数の最も高い点数が同数のときは、委員長が決するところにより決定された者）を最優秀提案者とします。

(3) 委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、評価点については、次のとおり1項目を10点満点で評価するものとします。

非常に優れている・・・9、10点

優れている・・・・・・7、8点

普通である・・・・・・4～6点

不十分である・・・・・・2、3点

全く不十分、問題がある・・0、1点

さらに、①ウ 業務実績、①エ 危機管理体制については、集計の際に2倍の評価を、②イ 給食調理人員体制（円滑な実施）、②ウ 衛生管理の体制については、集計の際に3倍の評価を与えて集計するものとします。

①企業評価（配点40点）

評価項目	評価の観点	評価方法
ア 企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理等業務に取り組む意欲	様式第4号 の審査
イ 経営状況	・財務健全性（自己資本比率、流動比率等） ・受注金額 ・技術者数	様式第5号 の審査
ウ 業務実績	・学校給食調理業務受託実績 （自校調理方式、学校給食センター） ・大量調理業務実績	様式第6号 の審査
エ 危機管理体制	・調理事故・異物混入等発生時の対処体制 ・製造物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の加入のグレード ・安全・安心の信頼度（食中毒の発生状況）	様式第7号 の審査

②技術力評価（配点80点）

評価項目	評価の観点	評価方法
ア 提案内容 の的確性	・学校給食の専門性、サービス水準、安定的な提供に関する実施方針 ・安全衛生管理体制	様式第8号の 審査

イ 給食調理 人員体制 (円滑な実施)	・調理業務責任者、副責任者等の配置 ・配置者の資格 ・職員勤務体制、勤務ローテーション ・アレルギー対応人員の配置 ・業務従事者の休暇等における代員確保体制 ・調理作業工程表・動線図	様式第 9 号の 審査
ウ 衛生管理 の体制	・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・業務従事者の健康管理の体制 ・報告・連絡、責任体制	様式第 10 号 の審査
エ 職員研 修、移行準 備等	・業務従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの職員研修計画 ・職員研修体制（調理期間、学校の休業期間） ・継続雇用、地元採用計画	様式第 11 号 の審査
オ 食育の充 実、学校と の交流企画	・食育の充実関連活動 ・学校等との交流企画	様式第 12 号 の審査

③コスト評価（配点 30 点）

評価項目	評価の観点	評価方法
受託コスト	・職員配置人数 ・経費負担内訳	様式第 13 号 の審査

（４）選定委員、関係町職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係町職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

（５）審査結果の通知及び公表

選定結果は、応募者全員に通知します。また、本町公式ウェブサイト公表します。

（６）優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の選定結果を踏まえて優先交渉権者とされた者と契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

（７）審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

1.3 提案書等に関する条件

（１）遵守法令等

① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規等

② 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他の関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ① 委託料は、令和9年4月分を初回として、月ごとに支払います。
- ② 受託事業者は、調理業務実施報告書を提出し、町による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を町に請求することができます。
- ③ 町は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払います。

(3) 責任分担

町と事業者との責任分担は次のとおりです。

種 類	内 容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	大規模な災害や暴動等による事業中止	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変動	事業内容の変更		○
運営費変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設・設備等の補修	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
事業の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

(4) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりします。

① 受託事業者の債務不履行の場合

- a) 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、町は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとします。

受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができます。

- b) 町は受託事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の実施を求めることができます。

② 町の債務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除できるものとします。このとき、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対して、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は受託事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、町と受託事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとします。

(5) 委託事業の評価

町は、受託事業者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行います。その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

1 4 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地 日野町教育委員会事務局
電 話 (0859) 72-2107
FAX (0859) 72-1484
メールアドレス kyouiku@town.tottori-hino.lg.jp

(別記)

提出書類一覧表（様式集）

様式のサイズはA4判とします。（添付書式が認められているものもA4判とします。）

提出部数は、様式第1号及び様式第2号は正本1部、様式第3号から様式第13号については、正本1部、副本5部とします。副本については正本のコピーで可とします。

なお、各様式の設問において、記載事項がない場合も、空欄のままにせず「該当なし」などの表記を必ず行ってください。

様式	名称	備考
様式第1号	質問書	
様式第2号	参加表明書（兼応募資格審査申請書）	「10 応募資格」(1)⑨による行政処分事例がある場合は、その旨記載して申し出るとともに、当該処分等の後の対応、改善策に関する書面等を添付すること。
様式第3号	参加審査に係る提案書類提出書	
様式第4号	企業理念に関する提案書	
様式第5号	経営状況に関する提案書	○会社概要書（様式第2号添付の会社概要の複写で可）、 営業経歴書その他活動内容及び沿革を明らかにする書類、 並びに定款を添付すること。 ○直近3事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の写し）を添付すること。 ○直近1年間の国税及び地方税に滞納額がない旨を証明する書類を添付すること。
様式第6号	業務実績に関する提案書	
様式第7号	危機管理体制に関する提案書	
様式第8号	提案内容の的確性に関する提案書	
様式第9号	給食調理人員体制（円滑な実施）に関する提案書	
様式第10号	衛生管理の体制に関する提案書	
様式第11号	職員研修、移行準備等に関する提案書	
様式第12号	食育の充実、学校との交流企画に関する提案書	
様式第13号	見積書	